

3.6 統合保障措置 (Integrated Safeguards)

3.6.1 概要

- ・追加議定書が発効した国で、包括的保障措置協定に基づき申告された核物質の転用がなく、追加議定書に基づく措置により未申告核物質及び原子力活動がないとの結論が導出された場合のみ、IAEA はその国に統合保障措置を適用
- ・包括的保障措置協定に基づく保障措置と追加議定書に基づく保障措置を有機的に結合し、双方の保障措置の下で利用可能な保障措置手段を最適に組み合わせて運用することにより、十分な保障措置の強化と合理化を達成するもの
- ・従来 of 計量管理を基本としつつ、短期通告査察又は無通告査察を強化することで、IAEA の検認能力を維持したまま査察回数 of 削減等の合理化を可能とする

3.6.2 経緯

1998 頃～ IAEA は統合保障措置の開発を開始

不拡散上何ら問題がないと判断される国に対し保障措置 of 効率化を行う方針

2001/7 IAEA は追加議定書第 2 条に基づき締約国からの申告を評価するベースライン国別評価報告を 54 か国に関して作成して審査

まずオーストラリアに対する国レベルでの統合保障措置 of 適用を決定

2002/3/ 統合保障措置 of 基本を定めた概念的枠組みを IAEA 理事会にて議論

3.6.3 内容^{【12,13】}

- ・統合保障措置が適用されるためには、当該国が包括的保障措置及び追加議定書双方に基づく保障措置を一定期間に亘って受入れ、その結果、IAEA が当該国に対して「保障措置下にある核物質 of 転用」及び「未申告 of 核物質及び原子力活動」が存在しない旨 of 「結論」を導出する必要がある
- ・統合保障措置は次のような基本原則とアプローチによって実施

[基本原則]

保障措置協定と追加議定書は、単一かつ統一された保障措置システムであるための一つの文書で、当事国 of 法的義務に従って適用

- (1) 核物質計量管理は、全ての種類の核物質に対する「保障措置 of 基本的 important 手段」として存続し、検認行為は引続き直接利用物質とその関連施設 (再処理施設、濃縮施設、等) に集中
- (2) 特定の保障措置適用パラメータ (適時性目標、探知確率等)、並びに、一定 of 転用シナリオ (借入れ、未申告照射等) に関連する保障措置アプローチは、未申告原子力活動 of 抑止と探知能力が增強されることから再検討
- (3) 先進技術 (リモート・モニタリング等) 及び無通告査察 of 活用、また国内・地域計量管理制度との協力強化等、保障措置適用 of 費用対効果 of 観点から再検討
- (4) 保障措置手段は、非差別 of 様態で適用。同一 of 技術目標に対しては、核燃料サイクル及び国 of 特定の状況を勘案した上で同一 of 手段を適用

[統合保障措置アプローチ]

基本原則に従って、各種タイプ of 原子力施設 (軽水炉、研究炉、運転中燃料交換炉、劣化・天然・低濃縮ウラン燃料加工施設、使用済燃料貯蔵施設など) に関して以下 of よう

な保障措置アプローチを開発

これらの施設では、申告核物質に対して現在要求されているものよりも査察業務量が少なくなることが予測されているが、これは IAEA 保障措置の立場からのことで、必ずしも国あるいは施設者への負担が少なくなることの意味してはいない

(1) アクセス権の強化

アクセス権は統合保障措置の非常に重要な側面。無通告査察と補完的なアクセスは、何れも IAEA の保障措置結論導出、及びその維持に重要な役割

(2) 補完的なアクセス

追加議定書に基づく補完的なアクセスは、選択的に使用されつつある検認の手段であり、決して系統的又は機械的に用いられるものではない

(3) 無通告査察

無通告査察は、その予測困難性のため、他の複雑で経費がかかる保障措置アプローチと置き換えることにより、IAEA の査察業務の効率化に資する